

2020年9月1日

ワシントンヤ会
会員の皆様へ

逗子マリーナオーナーズ
ワシントンヤ会 理事会
理事長 田中 修

逗子マリーナ3号棟の一部宿泊ルームの長期連続利用制度の導入予告について

拝啓 平素はワシントンヤ会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年は、春から夏にかけてコロナ禍が繰り返し発生する等、厳しい環境の年となり、各施設のご利用率も一時期大きく減少しましたが、お陰さまで6月中旬頃からは、各拠点の施設のご利用率も回復してきており、理事会では安定した運営を回復できるように諸方策に取り組んでおります。

さて、その中で今般、ワシントンヤ会の会員の皆様へのサービス向上と落ち込んだ財政収支の早期立て直しを図るため、向こう3年間を試行期間として、逗子マリーナ3号棟の一部宿泊ルーム（最大10部屋程度）の長期連続利用制度の導入を試行させていただきたくお願い申し上げます。

正式には、本年内開催のワシントンヤ会の総会での議決・承認が前提の話ではございますが、具体的実施には施設側とご利用される会員様の双方に一定期間の準備期間が必要となりますので、あらかじめその制度の概要のご案内と、ご相談や仮申込みの受付をさせていただくことにしました。

現時点でのこの制度の概要は別紙の通りです。ご関心がある会員の方（個人会員、法人会員ともにご利用可能）は、逗子マリーナオーナーズ事務局もしくはこの公式ホームページのお問合せページからご照会・ご相談ください。

仮申込み期限は2020年11月20日（金）までとし、調整を経た上で本年度の総会で最終確定とさせていただきます。

なお、今回のプランで長期連続利用に割り当てる予定部屋（10部屋程度）は、利用率を上げるため、特定団体(会員)に有償で優先貸出ししていたものですので、これまでワシントンヤ会の会員の皆様が予約可能だった部屋数が減少するわけではないことを申し添えておきます。

以上 よろしくお願い申し上げます。

敬具

逗子マリーナ3号棟の一部宿泊ルームの長期連続利用制度の概要

1. 対象期間（試行期間）
2020年12月1日～2023年12月1日を予定しています。
(契約期間は1年単位となります。)
2. 対象宿泊ルーム
逗子マリーナ3号棟 2階フロアの10部屋程度
3. 長期連続利用期間の設定
原則として1部屋を1年間連続して利用可能とし、年末年始、GW期間、夏季休暇期間なども継続してその部屋を利用可能とします。
2年目以降は他に長期利用の部屋の空きを待っている会員がいる場合は、その会員を優先して入れ替えを行います。
4. 利用料と支払い方法
部屋タイプにより1部屋の月額利用料は15万円～20万円を予定しています。
支払方法は年額分を一括前納とし、途中解約される場合は、残りの利用月数の合計利用料から1か月分相当の利用料を解約手数料として差し引いた金額を返戻いたします。
5. 年会費の扱いと通常の宿泊時のサービスについて
年会費とその他のサービスについては、通常の短期利用の場合と変更はございません。
年間連続使用時も水道、光熱費のご負担はなく、部屋のクリーニング代などのサービスもご提供します。

上記は現時点の計画案であり、今後総会までに変更される場合があります。

以上